



めむろ

芽室町除雪計画

令和4年10月

芽 室 町

除雪計画

目 次

| | |
|------------------|----|
| I 除排雪の基本方針 | 1 |
| II 除雪路線 | 3 |
| III 除雪体制 | 6 |
| IV 除排雪の実施要領 | 8 |
| V 町民及び関係機関への協力依頼 | 9 |
| 除雪作業施工管理基準 | 10 |
| 除雪関係機関連絡網 | 13 |
| 雪捨場位置図 | 14 |
| 除雪路線図 | 15 |

I 除排雪の基本方針

1 除排雪の目的

冬期間における町道の通行を確保し、町民の安全と産業の振興に寄与することを目的とする。

2 除雪計画の役割

除排雪作業を迅速かつ適切に実施するため、除雪路線、除雪体制及び除雪基準を定めることにより一定水準の除排雪を実施する。

3 除排雪施設

芽室町車両管理センター「芽室町西4条6丁目1番地1」、事務所、車庫、倉庫、直営車両及び貸付車両の駐車場を確保する（電話番号62-2037）。

4 除雪の期間

(1) 除雪の期間

令和4年11月1日～令和5年3月31日

（市街地については、令和4年12月1日～令和5年3月31日）

(2) 除雪期間以外について

ア 気象状況（降雪量・雪質・気温等）や道路状況に応じて適切に行う。

イ 直営車両により作業を行うが、降雪状況により前年度の除雪車両運転手の採用や、町内業者の除雪車両の借上等により対応する。

5 除排雪出動の基準

(1) 一次除雪（新雪除雪）

歩・車道の新雪除雪は、車両等の安全な走行を確保するため、道路の利用状況に応じて、原則、降雪による雪の深さが10cm～15cmを超える場合及び風雨や地吹雪で吹溜りの発生が予想される場合に出動する。ただし、著しく視界が悪い場合は除雪を控える。

(2) 二次除雪（拡幅除雪・路面整正）

拡幅除雪は、除雪後に幅員を確保する必要がある場合に実施する。また、車道横の雪山で幅員が狭く安全な走行ができない状況となった場合に実施する。

路面整正は、天候や道路状況を踏まえながら、路面上に出来たわだちやアイスバーン等により、車両の安全な走行に支障が生じないよう実施する。

(3) 運搬排雪

運搬排雪は、車道横の雪山が高く見通しが悪い区間、堆雪する余裕がない区間、積雪により幅員が狭小で安全な走行ができない状況となった場合に実施する。また、交差点部等の部分的な運搬排雪（カット排雪）は、時期や積雪状況を考慮しながら実施する。

(4) 砂散布

砂散布（凍結防止剤）は、スリップしやすい路面状況に対応するため、気象や路面の状況を踏まえ、交差点、日陰や勾配部等の区間について実施する。

(5) 春一除雪

除雪対象になっていない町道の除雪を行う（農作業の準備、墓地、町有林の除伐で依頼を受けて町道の除雪を行う）。

(6) 融雪期の雪氷除去対策

春先に行う雪氷除去対策は、融雪水が路面に溜まつたり、再凍結によるアイスバーン等、融雪期の交通障害の恐れがある場合に実施する。

6 凍結路面对策の実施

- (1) 凍結路面の原因となる路面の凸凹、わだち、段差などを除去するために、路面整正などの二次的な除雪を強化する。
- (2) 交差点や坂道を中心に、必要に応じて滑り止め用に焼き砂を散布する。
- (3) 郊外地の坂道などに「砂箱」を設置し、滑り止め用に焼き砂を配備する(52箇所)。
- (4) 歩道等の凍結路面对策として、ペットボトルに詰めた焼き砂を、公共施設4箇所に配付する(役場本庁舎、中央公民館、公立芽室病院、保健福祉センター)。

7 交差点等の安全対策

- (1) 雪山により道路の幅が狭くなり、車や歩行者の交通に著しく支障のある道路の運搬排雪や拡幅除雪を実施する。
- (2) 見通しの悪い交差点の雪山を運搬排雪し、交通安全対策を図る。

8 吹雪による道路の吹きだまり対策

- (1) 道路の吹きだまりで通行に支障がある場合は出動するが、吹雪等により視界が確保されない場合は、天候回復後、作業の安全性が確保されるまで、出動は控える。
- (2) 上記に限らず警察署、消防署からの要請や、著しく住民の活動に障害や危険を伴う恐れがある場合には緊急出動する。
- (3) 「広報誌すまいる」により、冬道運転の危険性や、吹きだまりにより車が立ち往生した場合の対処方法について周知し、事故を未然に防ぐ対策を図る。

9 間口処理の検討

- (1) 除雪車により道路脇に寄せた雪が、各家庭の間口に置かれますが、この雪の処理については、各家庭で処理をお願いする。市街地全戸の間口処理を実施する検討を行ったが、多額の費用と、除雪車両や運転手の確保など物理的な問題があることから、現時点での全戸の実施は困難であるとの結論に至ったが、今年度よりごみサポートに登録されている家庭の間口除雪を試験的に実施する。
- (2) 高齢者や障がいをお持ちの方で、自力で除雪ができない方は、高齢者支援課で除雪サービスを実施しているので、下記にお問い合わせください。

連絡先 芽室町役場高齢者支援課介護予防係
電話 0155-62-9724
FAX 0155-62-0121
E-mail h-kourei@memuro.net

II 除雪路線

1 除雪路線等の区分

- (1) 1級町道 幹線道路・バス路線・市街地道路
- (2) 2級町道 幹線道路と幹線道路を連絡する準幹線道路の役割をもつ道路
- (3) その他町道 (1)・(2) の他、沿線に家屋のある道路
- (4) 公共施設 役場・公共駐車場・学校・保育所・浄水場・会館・病院等の公共施設

2 除雪路線延長

- (1) 町道の除雪延長 (路線図は15~17ページ)

(km)

| | 地区名 | 1級町道 | 2級町道 | その他 | 計 |
|-----|-------|-------|------|-------|-------|
| 町道 | 河東地区 | 78.7 | 30.3 | 125.0 | 234.0 |
| | 河西地区 | 48.9 | 16.9 | 42.4 | 108.2 |
| | 河北地区 | 51.8 | 26.7 | 46.8 | 125.3 |
| | 上美生地区 | 40.1 | 8.1 | 35.3 | 83.5 |
| | 市街地 | 112.4 | — | 0.1 | 112.5 |
| | 計 | 331.9 | 82.0 | 249.6 | 663.5 |
| その他 | 公営住宅等 | — | — | 5.8 | 5.8 |
| | その他 | — | — | 1.6 | 1.6 |
| | 計 | — | — | 7.4 | 7.4 |
| 合計 | | 331.9 | 82.0 | 257.0 | 671.0 |

町道の実延長 922.9km 町道除雪延長 663.5km 除雪路線率 71.89%
郊外地除雪路線 219路線 市街地除雪路線 294路線 合計513路線

(2) 歩道除雪

小型ロータリー除雪車が作業できる幅員の歩道について除雪を行う。

歩道除雪 67路線 延長 72.3km (路線図は18ページ)

(3) 運搬排雪

市街地の幹線道路、通学路、交通量が多い路線等を重点排雪路線とし、優先して排雪を実施する。

重点排雪路線 37路線 延長 30.1km (路線図は19ページ)

重点排雪路線以外にも、道路状況により排雪を実施する。

3 公共施設等

| 除雪の配置 | | 除 雪 場 所 |
|-------|---------|---|
| 1 | 町 有 車 両 | 役場庁舎駐車場・東側駐車場、駅周辺駐車場（駅東・駅南・駅西・駅北）、めむろ駅前プラザ南側通路、芽室神社北側駐車場・東側駐車場・ゆったりトイレ北側駐車場、かしわ福祉館、大和福祉館、東地域福祉館、駅裏通、西中学校（バスタチ）、緑町緑地駐車場、ダム中央管理センター、臨時駐車場（東1条1丁目）、下水道ポンプ場3箇所、芽室公園、芽室センターシティ通路、錦町西側上公住通路、コンフォート芽室通路、高齢者体力増進施設（ひまわりⅡ） |
| 2 | 委託業務 | 西小学校・教員住宅の通路、芽室西中学校通路・駐車場、西地区コミュニティセンター駐車場、西町公住の通路、高岩公住の通路、西園町公住の通路（2～5丁目）、新工町公住の通路、新西町公住の通路 |
| | | 芽室浄水場、芽室小学校、芽室中学校、給食センター駐車場、公立病院看護宿舎、公立芽室病院北側駐車場・南側駐車場・東側駐車場、町営スケートリンク駐車場、あいあい駐車場（周辺）、芽中バスタチ、アットホームめむろ駐車場、発達支援センター駐車場及び通路、子どもセンター駐車場、障がい者用生活体験住宅・雇用促進住宅通路 |
| | | 総合体育館駐車場（4箇所）及びバイオマス発電設備通路、公民館前駐車場及び通路、図書館前駐車場及び通路・北側駐車場、消防庁舎前駐車場、職員駐車場及び防災拠点倉庫、西大成通り、公立芽室病院利用者駐車場、弥生福祉館駐車場、青葉町福祉館駐車場、幸町団地の通路、第2幸町団地の通路、じん芥詰所・シニアワークセンター |
| | | 花園西公住の道路及び通路、芽室南小、ひだまり保育所・みなみっこ児童館駐車場及び通路、南地区コミュニティセンター |
| | | 上美生小学校、上美生中学校、上美生農村環境改善センター（北側、東側駐車場）、美生ダム、ふるさと交流センター駐車場、上美生集落排水処理場までの通路、上美生公住駐車場内及び通路 |
| | | 東工業団地の全域（国道の南側の一部を除く）、東工産業振興センター、東工北二公園駐車場 |
| | | 旧北伏古保育所通路、旧中伏古保育所通路 |
| | | 健康プラザ北側・東側駐車場 |
| | | 芽室斎場、ねんりん駐車場及び通路 |
| | | 東めむろコミュニティセンター駐車場、隅切り |
| | | 旧祥栄小学校通路 |

4 雪捨場

| 雪捨場 | | 雪 捨 場 所 |
|-----|-------|----------------------|
| 1 | 十勝川右岸 | 東芽室北1線西19号地先（芽室大橋西側） |
| 2 | 美生川右岸 | 東芽室南2線41番18地先（大成橋東側） |

位置図は14ページに掲載

5 避難施設の除雪

収容避難施設

- (1) 災害時に収容避難場所に指定されている公共施設については、優先的に除雪を行うとともに、施設の避難路に雪堤をつくらない。
- (2) 緊急時には、他の管理者が管理を行っている施設であっても管理者との協議によっては除雪を行う。
- (3) 避難場所に指定されている公園の入り口付近の除雪を行う（3箇所を予定）。
(芽室南公園・ピウカ公園・あいあい公園)

| 区 分 | 小学校 | 中学校 | その他 |
|-------|------------------|--------|--|
| 鉄南地区 | 芽室小学校 | 芽室中学校 | 健康プラザ、発達支援センター、南地区コミセン、めむろてつなん保育所 芽室南公園（健プラ砂利駐車場） |
| 鉄北西地区 | 芽室西小学校 | 芽室西中学校 | 大和福祉館、西地区コミセン、愛生町地域福祉館、かしわ福祉館、ピウカ公園（2丁目駐車場） |
| 鉄北東地区 | 芽室小学校 | 芽室中学校 | 総合体育館、勤労青少年ホーム、中央公民館、保健福祉センター、弥生福祉館、青葉町地域福祉館駐車場、ひばり福祉館、東地域福祉館、幸町地域福祉館、東めむろコミセン、ひばり児童公園 |
| 郊外地区 | 芽室南小学校 上美生小学校 | 上美生中学校 | 東工産業振興センター、集団研修施設、上美生農村環境改善センター |

Ⅲ 除雪体制

1 除排雪車両

除排雪作業は、町による直営除雪と民間業者による委託除雪により実施する。

除雪車両は、町所有の24台（内業者貸付6台）と委託業者所有の25台で実施する。

(1) 郊外地除雪

| 地区名 | 車両名 |
|-------|---|
| 河東地区 | 除雪トラック1号、除雪トラック34号、除雪トラック36号、除雪専用車3号、除雪専用車4号、除雪専用車7号、グレーダ、委託業務（ショベル3台・除雪トラック1台） |
| 河西地区 | 除雪トラック36号、除雪専用車2号、除雪専用車5号、除雪ドーザ1号、除雪ドーザ11号、委託業務（ショベル1台） |
| 河北地区 | 除雪トラック2号、除雪トラック35号、除雪専用車6号、委託業務（ショベル2台） |
| 上美生地区 | 除雪トラック33号（委託業者に貸付）、委託業務（ショベル1台・除雪専用車1台） |

* 砂散布車（急勾配、交差点、日当たりの悪い道路の凍結路面）

(2) 市街地除雪

| 地区名 | 車両名 |
|-------------|--|
| 本通東地区 | 除雪トラック1号、除雪トラック34号、除雪トラック36号、除雪専用車2号、除雪専用車4号、除雪専用車7号、除雪ドーザ1号、委託業務（ショベル4台） |
| 本通西地区 | 除雪トラック1号、除雪トラック2号、除雪トラック34号、除雪専用車5号、除雪ドーザ11号、委託業務（ショベル2台） |
| 鉄南地区 | 除雪トラック35号、除雪専用車3号、除雪専用車6号、除雪ドーザ1号、除雪ドーザ11号、委託業務（ショベル5台） |
| 東めむろ地区 | 委託業務（ショベル3台） |
| 東工業団地 | グレーダ、委託業務（ショベル2台） |
| 隅切り (委託) | 委託業務 ショベル2台（本通西地区） 委託業務 ショベル2台（鉄南五丁目通から北、本通東から東四条まで） 委託業務 ショベル2台（鉄南五丁目通から南） 委託業務 ショベル3台（東四条から東の二丁目から国道） 委託業務 ショベル2台（東めむろ地区） 委託業務 ショベル1台（弥生北町） |

* 砂散布車（急勾配、交差点、日当たりの悪い道路の凍結路面）

(3) 歩道除雪

| 地区名 | 車両名 |
|--------|------------------------|
| 本通西地区 | 小型ロータリ 3号（町有車両）委託業務 |
| 本通東地区 | 小型ロータリ 4号・7号（町有車両）委託業務 |
| 鉄南地区 | 小型ロータリ 4号・6号（町有車両）委託業務 |
| 幹線道路 | 小型ロータリ 5号（町有車両）委託業務 |
| 東めむろ地区 | 小型ロータリ 6号（町有車両）委託業務 |

(4) 除雪車両の写真



除雪専用車



除雪トラック



除雪ドーザ（ショベル）



グレーダー



大型ロータリー除雪車



小型ロータリー除雪車

IV 除排雪の実施要領

1 除雪車の出動

- (1) 出動時間は午前1時を標準とする（降雪状況により変更もある）。
- (2) 压雪などにより、交通事故及び交通障害の発生が予想される場合は出動する（砂散布車も出動）。
- (3) 路面の吹きだまりにより、通行に支障がある場合は出動する。
- (4) 吹雪・地吹雪・降雪等視界を確保することが困難な場合は基本的に出動を控える。
- (5) (1)から(4)の基準に限らず警察署や消防署からの要請や、著しく住民の活動に障害や危険を伴う恐れがある場合には緊急出動する。

2 除雪の注意事項

- (1) 市街地については、住民負担を公平にするため、前回除雪時と反対方向から除雪作業を実施する場合があるが、効率性・安全性等に支障があるときは実施しない。
- (2) 砂利道ではプラウの下限に注意し、下雪と一緒に砂利を飛散させないように低速で除雪する。
- (3) 高架橋から下に雪を飛散させないように低速で除雪する。
- (4) 自動車や農機具等が雪に埋まっていると思われる場合は、下車して確認してから除雪を行うが、作業の障害となり、事故の恐れがある場合は除雪を行わない。
- (5) 雪堤については土地所有者と協議し承諾を得て行う。
- (6) 除雪計画路線以外の除雪は行わない（緊急に除雪を必要とする場合は、事前連絡が必要）。
- (7) 国道・道道と交差するところは後で除雪した者が責任を持って、隅切り処理等を行う。
- (8) 歩道除雪については、小型ロータリー除雪作業のための歩道幅員が確保できない路線は実施しない。

3 出動の指示

- (1) 除雪時は環境土木課道路維持係が天気予報や気象警報の通知等により、出動及び待機の指示を行う（委託業務の受託者は、業務担当者と出動の協議を行うこと）。
- (2) 吹雪時は環境土木課道路維持係が道路パトロールを行い除雪車の出動を指示する。
- (3) 出動は別紙連絡網により行う。

4 運搬排雪等の実施

- (1) 運搬排雪路線図を作成し、運搬排雪等を行う。
- (2) 運搬排雪等の順路は交通量、時間帯を考慮した運搬排雪路線図に基づく運搬排雪等を行う。

5 安全対策

- (1) 始業時の車両点検は、記録簿に基づき行う。
- (2) 始業前後のアルコールチェック検査や、身体に異常等がある場合は、作業を行わない。
- (3) 運転者に対し事故防止及び安全運転に関する訓示を行い、運転者は交通法令を守り安全運転の遵守及び励行に努める。
- (4) スピードを落とし車間距離を長くとって走行する。
- (5) 除排雪作業中はヘッドライトを点灯する。

(6) 勤務時は、運転免許証及び建設機械作業免許証を携帯する。

V 町民及び関係機関への協力依頼

1 町民への協力依頼

「広報誌すまいる」等で除雪に対する協力を次のとおり呼びかける。

(1) 路上駐車はやめてください。

冬期間は、道路幅が狭くなることから、路上駐車により緊急車両が通り抜け出来ないことや、除排雪作業の妨げになりますので、路上駐車をしないように協力をお願いします。

(2) 玄関先の雪処理は各家庭で行ってください。

町では道路の除雪だけを実施し、間口の雪処理は行いません。

(3) 雪を歩道や車道に出さないでください。

敷地内の雪を歩道や車道に出すことないように協力をお願いします。(交通障害、交通事故の原因となる場合があります。)

(4) 歩道や車道に物を置かないでください。

段差解消用のブロック等を道路に置くと、除排雪作業の妨げになりますので、置かないように協力をお願いします。

(5) 除雪車には近づかないでください。

除雪車は危険ですので近づかないでください。また、小さいお子さんを近づけないようお願いします。

(6) 深夜、早朝の作業に御理解願います。

通勤・通学時間までに除雪作業を終わらせるため、深夜、早朝の作業になります。

(7) 屋根の雪が道路に落ちる恐れがある場合は、落雪防止装置などを付けてください。 万が一落雪により事故等になれば、賠償責任が問われます。

2 関係機関との連携

(1) 次の関係機関との連携を図り、除排雪事業を実施する。

・帯広警察署芽室交番 路上駐車対策

連絡先 0155-62-2151

・北海道開発局帯広開発建設部 芽室町内の国道に関すること
道路整備保全課

連絡先 0155-24-4104

・十勝総合振興局帯広建設管理部 芽室町内の道道に関すること
事業課施設保全室（維持）

連絡先 0155-27-8727

(2) 独立行政法人 寒地土木研究所との連携

除雪運転手の技術向上のため、寒地土木研究所から講師の派遣を依頼し、技術講習会を実施する。

(3) 豪雪ワーキンググループ

帯広建設管理部事業課管内の市町村（上士幌町、士幌町、池田町、中札内村、帯広市、芽室町、音更町、幕別町）、帯広開発建設部、帯広建設管理部により組織される豪雪時の連携の検討や意見交換を行う。

除排雪作業施工管理基準

1 車道除雪

| 工 種 | 道路種別 | 施工基準値 | | 摘 要 |
|---------------|------|---------|------------|-------------------------------------|
| | | 路面状況 | 管理幅 | |
| 車道除雪 (市街地) | 2車線 | 舗装路面まで | 車道幅員の70%以上 | ・交差点処理を行うこと。 ・往復除雪とし極端な片寄せはないこと。 |
| | 8m以上 | 最小限の圧雪厚 | 4.0~5.0m | |
| | 8m未満 | | 用地幅員の60%以上 | |
| 車道除雪 (郊外地) | 2車線 | 舗装路面まで | 車道幅員の100% | |
| | 8m以上 | 最小限の圧雪厚 | 4.0~5.0m | |
| | 8m未満 | | 用地幅員の60%以上 | |

注) 基準について、次の場合は協議を行うこと。

- (1) 大雪及び災害時の場合
 - (2) 雪堤が高く雪の置場がない場合
 - (3) 8m以上、8m未満の道路の除雪ドーザ(タイヤショベル) プラウ高さは、現況路面より約3cmとし往復で施工すること。これにより難い場合は、業務担当員と協議を行うこと。
- * 最小限の圧雪厚は、除雪ドーザ(タイヤショベル)による作業で圧雪になる最小限の厚さを定めている。

2 歩道除雪

| 工 種 | 施工基準 | 摘 要 |
|------|---|---|
| 歩道除雪 | <ul style="list-style-type: none">・歩行に支障とならない路面状況を確保すること。・幅は除雪機械の幅とする。 | <ul style="list-style-type: none">・横断歩道の渡り部分、手押し信号部分の処理を行うこと。・歩道の連続性を確保すること。 |

注) 基準について、次の場合は協議を行うこと。

- (1) 大雪及び災害時の場合 (2) 雪堤が高く雪の置場がない場合

3 路面整正

| 工 種 | 施工基準 | 摘 要 |
|------|---|--|
| 路面整正 | <ul style="list-style-type: none">・舗装面の露出・わだちの取り除き・既除雪幅員の確保 | <ul style="list-style-type: none">・交差点処理を行うこと。・間口、交差点、横断歩道部の雪処理を行うこと。 |

注) 基準について、次の場合は協議を行うこと。

- (1) 大雪及び災害時の場合 (2) 雪堤が高く雪の置場がない場合

4 拡幅除雪

| 工 種 | 施工基準 | 摘 要 |
|------|---|--|
| 拡幅除雪 | <ul style="list-style-type: none">・拡幅除雪は、所定の幅員の確保を行うこと。・拡幅後、車両の走行に支障がないように残雪処理を行うこと。 | <ul style="list-style-type: none">・確保されている間口、交差点、横断歩道部の雪処理を行うこと。 |

注) 基準について、次の場合は協議を行うこと。

- (1) 大雪及び災害時の場合 (2) 雪堤が高く雪の置場がない場合

5 吹込除雪

| 工 種 | 施工基準 | 摘 要 |
|------|--|-----|
| 吹込除雪 | <ul style="list-style-type: none">・既除雪幅員を確保する。 | |

注) 基準について、次の場合は協議を行うこと。

- (1) 大雪及び災害時の場合 (2) 雪堤が高く雪の置場がない場合

6 段切り除雪

| 工 種 | 施工基準 | 摘 要 |
|-------|---|-----|
| 段切り除雪 | <ul style="list-style-type: none">・車道路肩部の雪堤を除去する。 | |

7 路線排雪

| 工 種 | 施工基準 | 摘 要 |
|------|--|-----|
| 路線排雪 | <ul style="list-style-type: none">○切込排雪<ul style="list-style-type: none">・切り取り幅は、縁石までとする。・路面状況は、舗装路面までとする。・残雪処理を行うこと。○雪出排雪<ul style="list-style-type: none">・歩道雪出しを行い全面排雪を行うこと。・残雪処理を行うこと。残雪量（幅）は、切込排雪と同じとする。・歩道部雪出しあは、街路樹、道路付属工作物等を損傷しないよう、機械ができる最大限の範囲で施工を行うこと。 | |

注) 道路状況、堆積状況等により、これにより難い場合は協議を行うこと。

8 交差点排雪

| 工 種 | 施工基準 | 摘 要 |
|-------|--|-----|
| 交差点排雪 | <ul style="list-style-type: none">・交差点見通しが確保されるまで排雪を行う。・支障物がない場合、路面まで排雪を行う。・交差点は、巻き込み先端部から30mの排雪を行う。 | |

注) 1 交差点とは、十字交差点、T字交差点及び変則交差点すべてを1交差点として扱う。

注) 2 道路状況、堆積状況等によりこれにより難い場合は協議を行うこと。

9 スノーポール設置

| 工 種 | 施工基準 | 摘 要 |
|----------|--|-----|
| スノーポール設置 | <ul style="list-style-type: none">・除雪作業で危険回避及び民地への雪の押し込み防止、道路構造物等の破損防止のために設置を行う。 | |

10 人力除雪・高所除雪

| 工 種 | 施工基準 | 摘 要 |
|-----------|--|--|
| 人力除雪・高所除雪 | <ul style="list-style-type: none">・新雪（平坦部） 施工幅は現況施設幅とする。・新雪（階段部） 施工幅は現況施設幅とする。・吹雪（平坦部等） 既除雪幅を確保する。 | <ul style="list-style-type: none">・高所除雪は、芽室大橋と駅東跨橋 |

注) 基準については、次の場合は協議を行うこと。

(1) 大雪及び災害時の場合

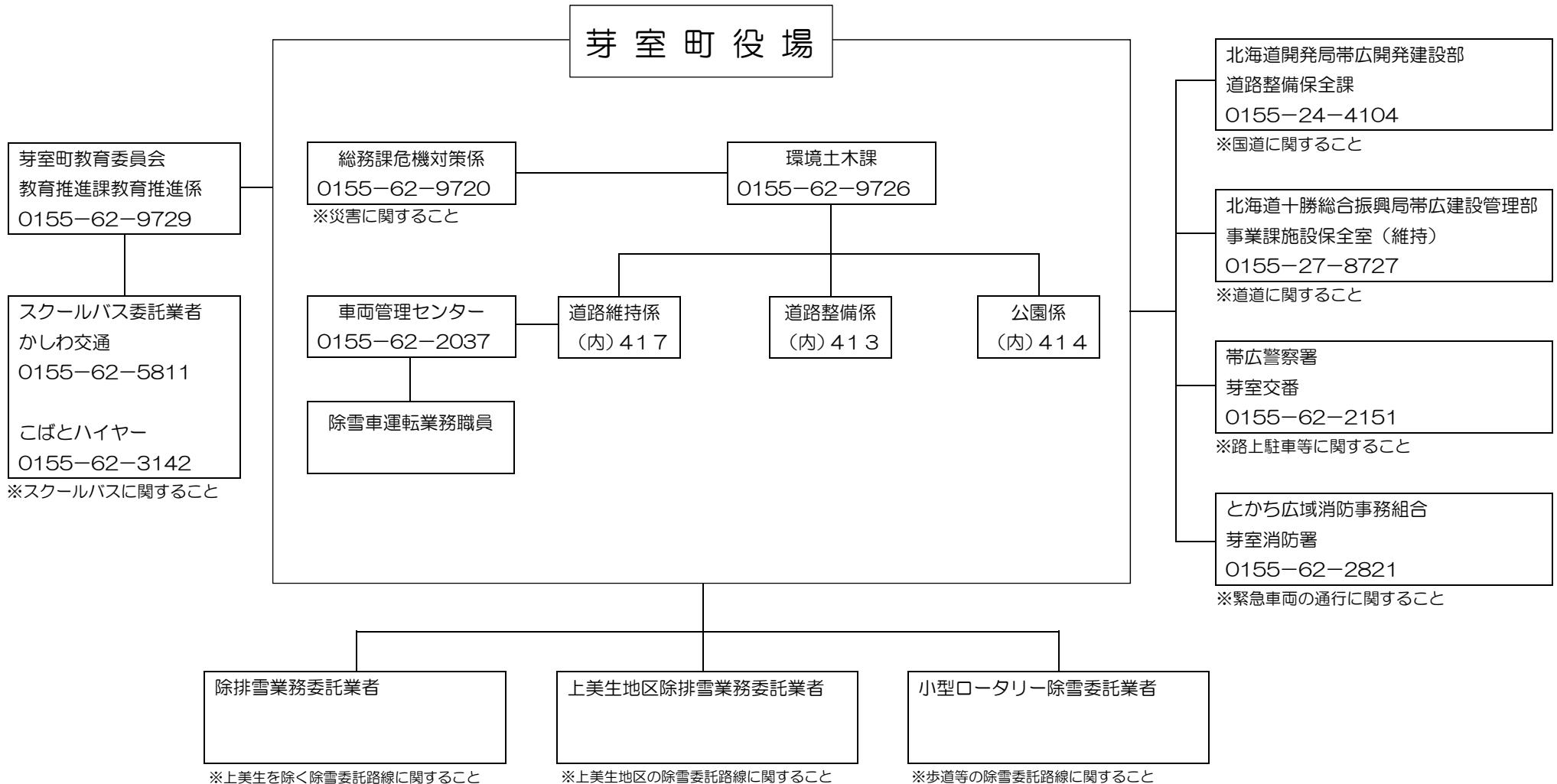
(2) 雪堤が高く雪の置場がない場合

11 雪捨場整理

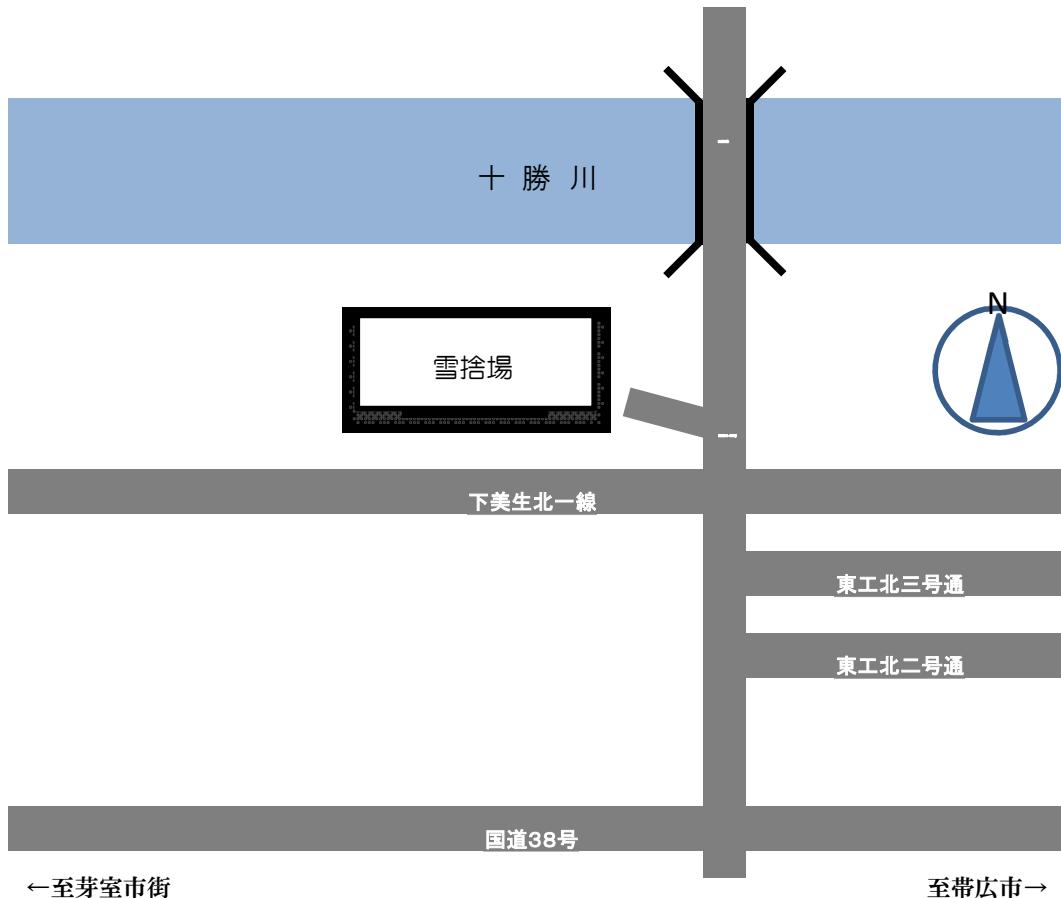
| 工 種 | 施工基準 | 摘 要 |
|-------|---|-----|
| 雪捨場整理 | <ul style="list-style-type: none">・投雪方式は「雪山方式」とする。・雪捨場までの搬入路管理を行うこと。 | |

注) 搬入路の路面整正が必要な場合は協議を行うこと。

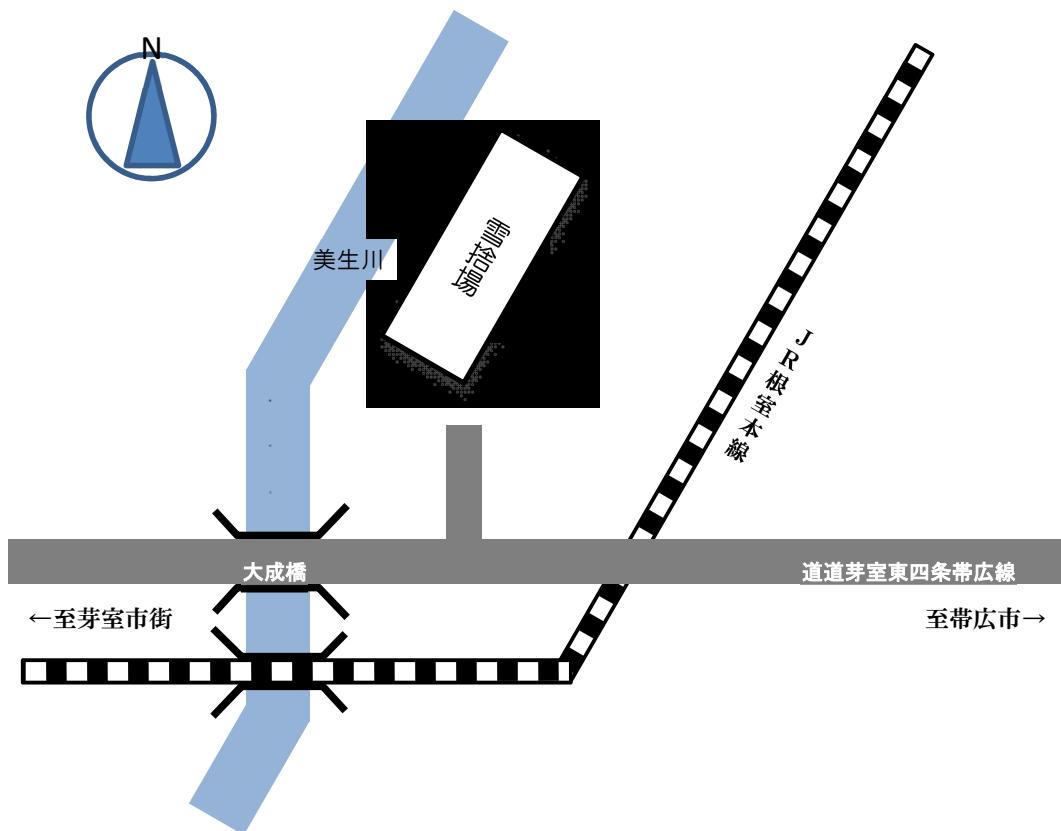
令和4年度除雪関係機関連絡網



芽室町東芽室北1線西19号地先（芽室大橋西側）

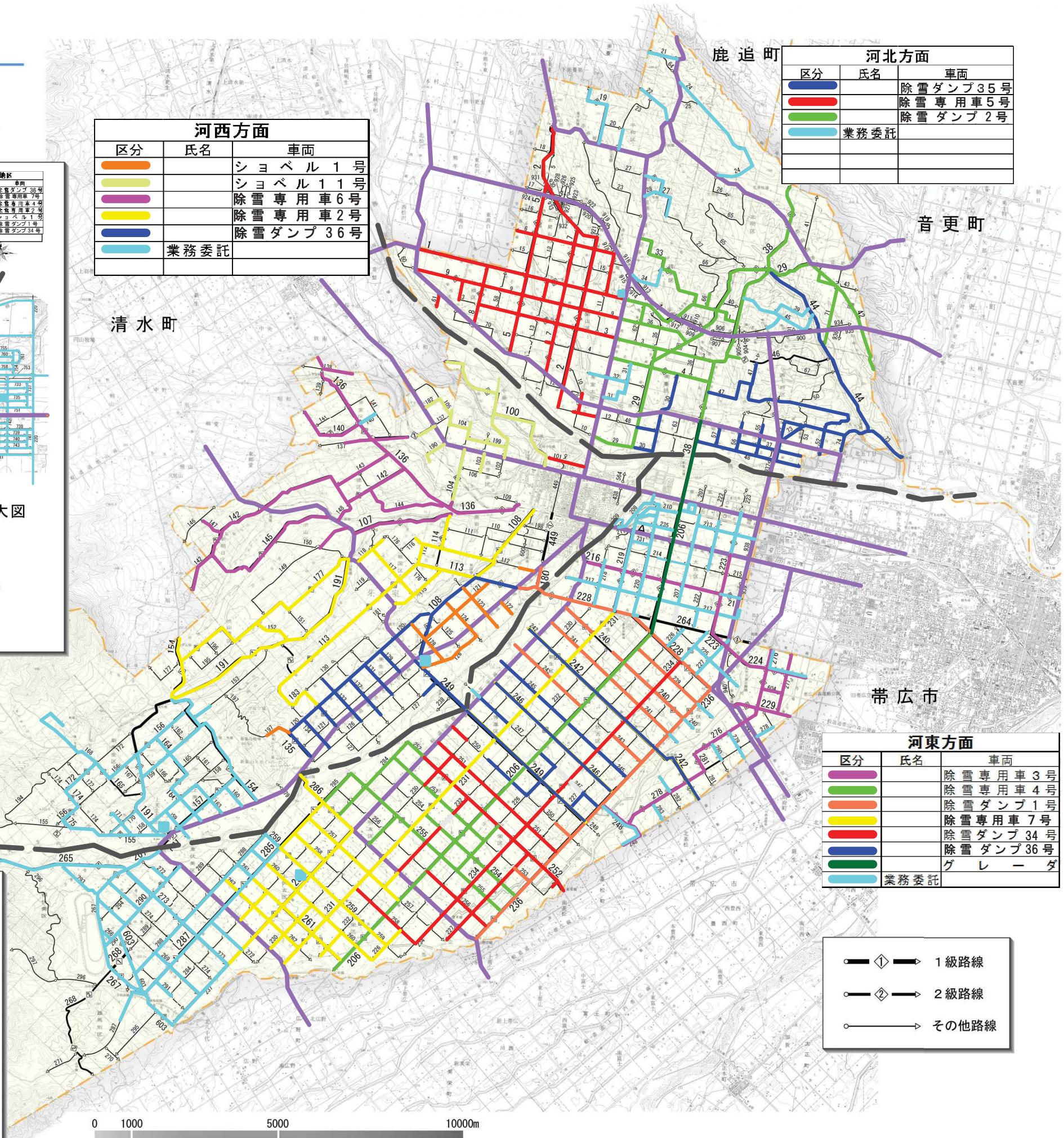
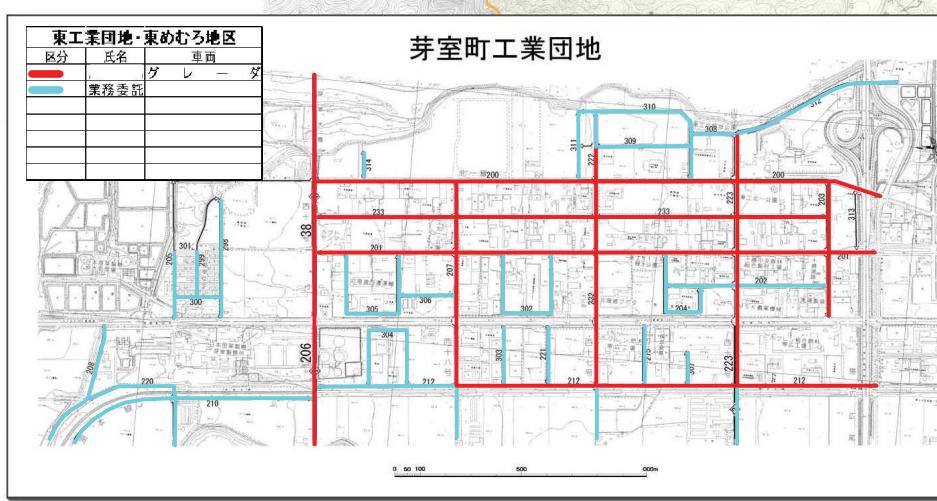
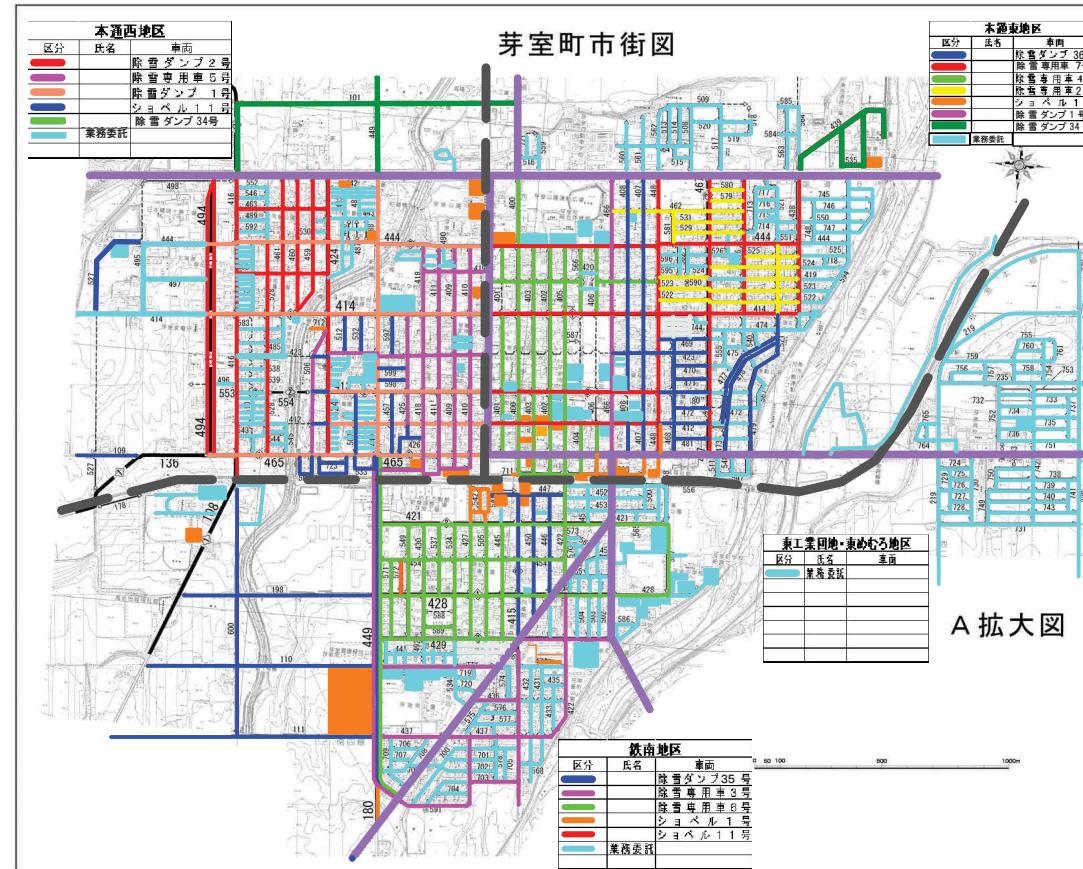


芽室町東芽室南2線41番18地先（大成橋東側）



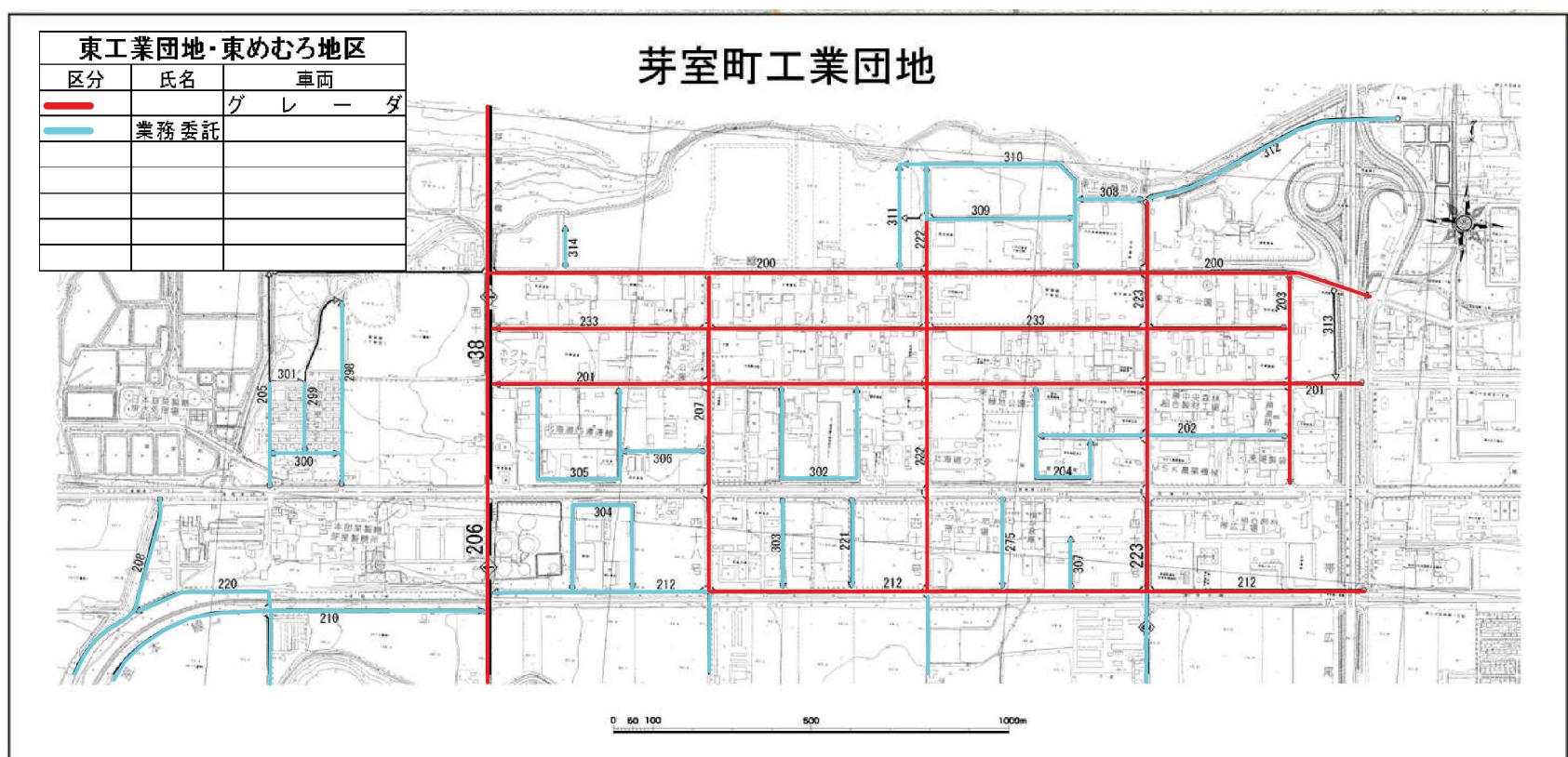
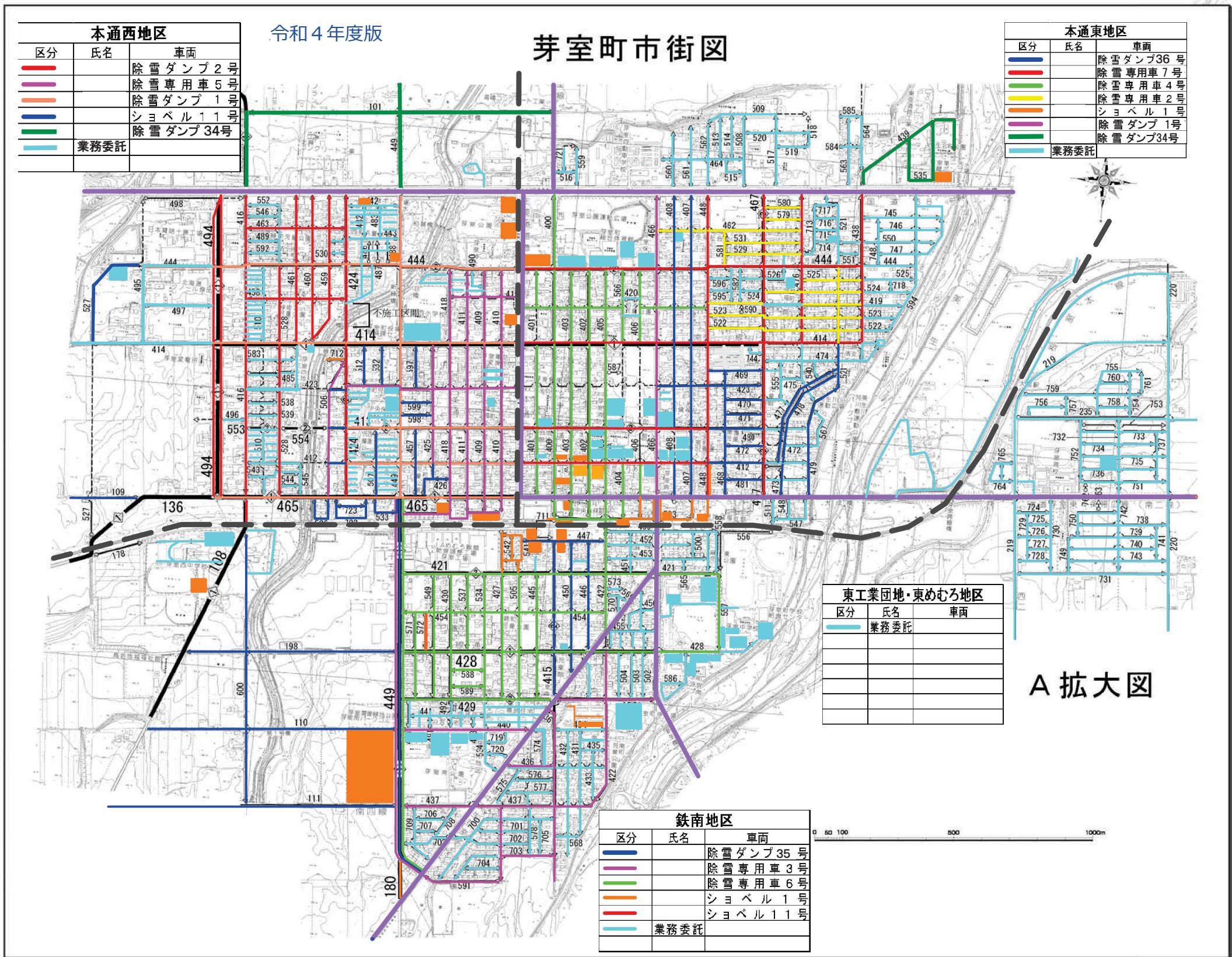
令和4年度版

芽室町認定路線網図

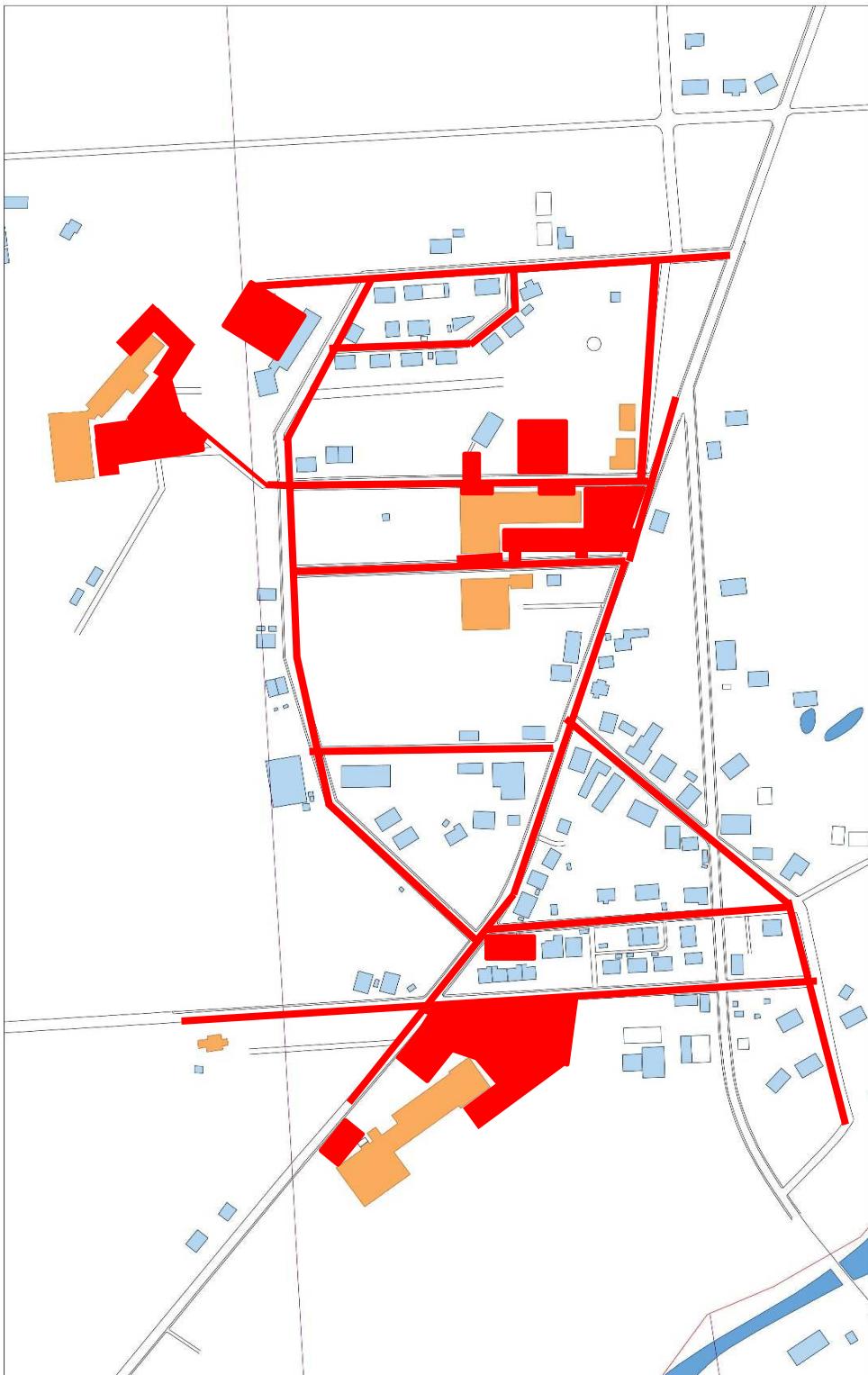


令和4年度版

茅室町市街図



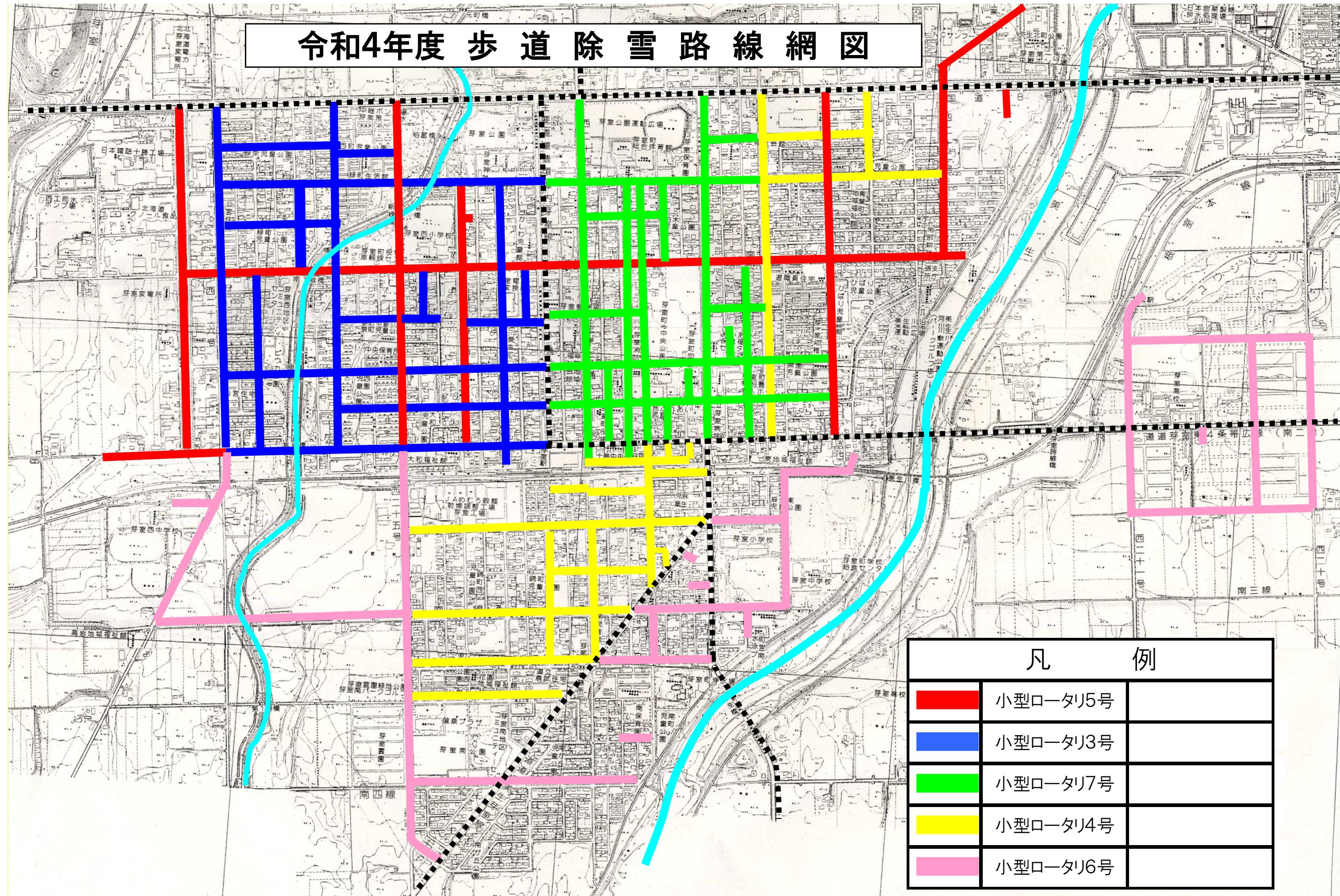
令和4年度 除雪路線図



凡 例

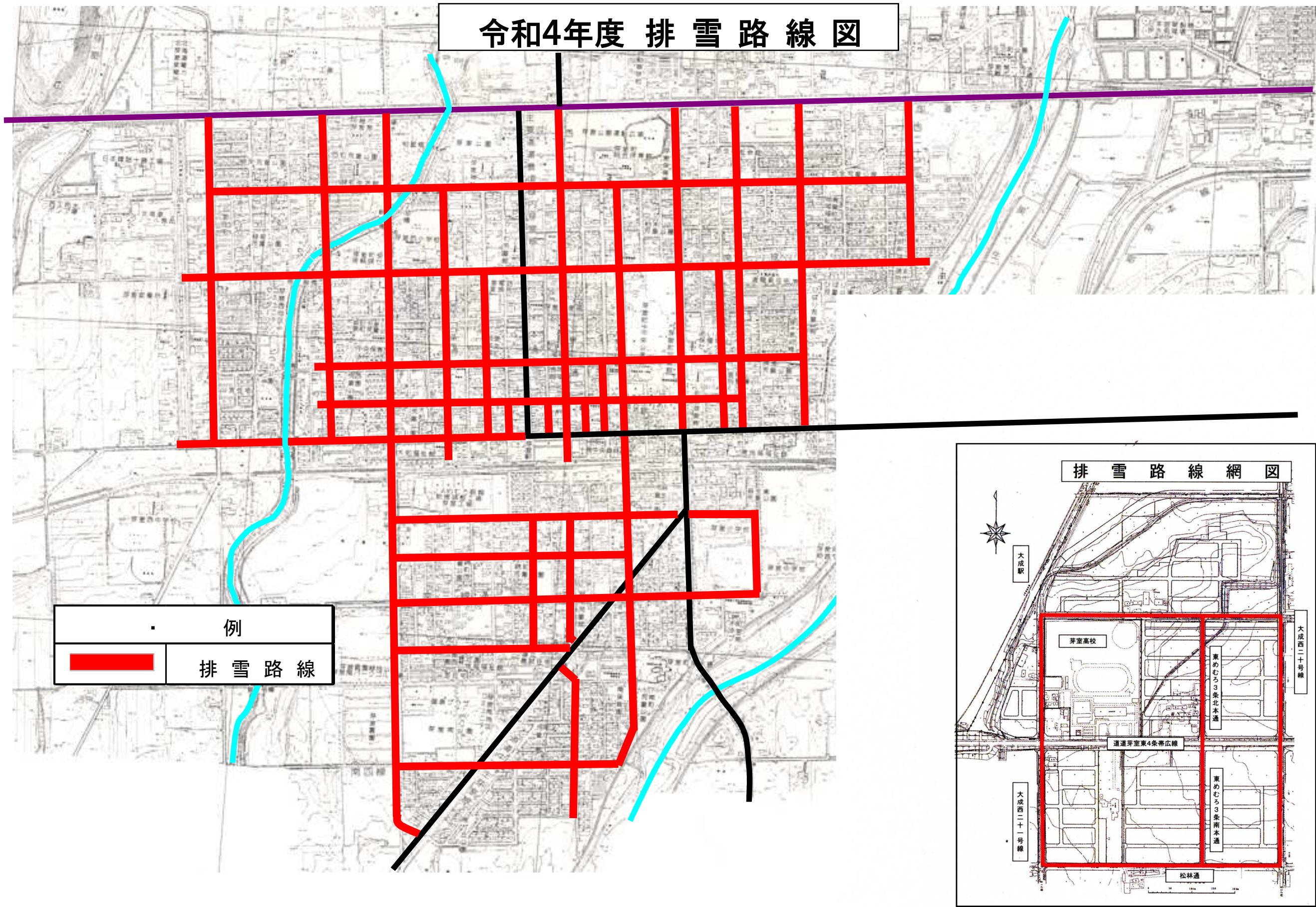
—— 除雪路線及び箇所

令和4年度歩道除雪路線網図



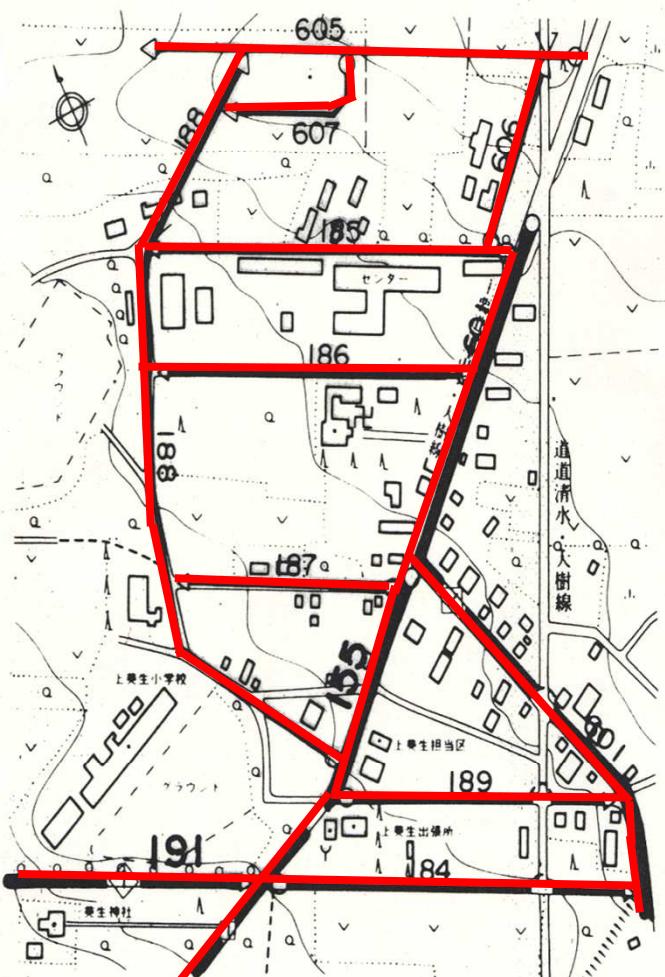
* 除雪状況で計画のとおりにいかない場合は、他のブロックの車両が対応する場合があります。

令和4年度 排雪路線図



令和4年度 排雪路線図

上美生市街図



凡 例



排雪計画路線